

2022.06.01

ESG リスクトピックス <2022 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<自然関連情報開示>

OTNFD が自然関連リスクの情報開示フレームワークのベータ版 v0.1 をリリース

（参考情報：2022 年 3 月 15 日付 TNFD HP：

<https://tnfd.global/news/tnfd-releases-first-beta-framework/>

2022 年 3 月発行「The TNFD Nature-related Risk & Opportunity Management and Disclosure Framework Beta v0.1 Release」：<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2022/03/220321-TNFD-framework-beta-v0.1-FINAL.pdf>

ここ数年、気候を含む「自然」に関して、経営視点からリスクマネジメントを行い、情報開示することを企業に求める動きが強まっている。気候に関しては 2017 年の TCFD* による提言に沿った動きが主流化し、2021 年 6 月には TCFD の自然版とも言われる TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）** が正式に発足した。2022 年 3 月には、自然関連リスクの管理および情報開示のフレームワークのベータ版 v0.1 が TNFD によってリリースされた。

今回リリースされたベータ版 v0.1 は、以下 3 つの要素で構成されている。

- (1) 幅広い市場参加者が自然や自然関連のリスクと機会について理解するための、科学に基づく主要な概念と定義などを含む基礎的なガイダンス
- (2) TCFD が策定した気候関連のガイダンスに沿って作成された TNFD の情報開示提案（草稿版）
- (3) 企業や金融機関が自組織の自然関連リスクと機会を分析するためのガイダンス：LEAP プロセス

(1) は、TNFD が作成する枠組みにおける、「自然」や「自然関連のリスクと機会」といった言葉や考え方の定義を説明している。本ガイダンスでは、「自然」は環境資産のストックから構成されるもので、陸・海・淡水・大気の 4 つの領域で整理されている。環境資産は、森林、湿地、サンゴ礁、農業地域など、地球の自然に存在する生物・非生物要素であると定義されている。「自然関連のリスク」は自然、自然への影響、自然との依存関係に関連して組織にもたらされる潜在的な脅威、と定義されている。反対に「自然関連の機会」は、自然と最終的には組織にとっても好ましい結果を生み出しうる活動のことと定義されている。

(2) は TNFD の情報開示枠組みの草稿版であり、基本的な開示の 4 本柱「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」は TCFD と統一されている。ただし、4 本柱全てに関係する一般要件の 1 つとして、「場所に起因する固有の特性」の考慮が掲げられていることに留意が必要である。自然には全く同一の場所は存在しないため、それぞれの場所が持つ特性、企業の自然への影響と依存が持つ意味、設定すべき指標や目標などが場所によって異なる。「温室効果ガスの排出」という影響のみを考慮すれば良い「気候」というテーマとは大きく異なることを、踏まえておく必要がある。

(3) では自然関連リスク・機会の統合評価プロセスとして、LEAP (Locate : 発見、Evaluate : 診断、Assess : 評価、Prepare : 準備) アプローチが公開されている。このアプローチを採用するかは任意であるが、採用することで TNFD の提言に沿った意思決定が可能になるとしている。

本フレームワークは、基本的に ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) が策定中のサステナビリティ基準のためのグローバルベースラインと将来的に整合するように設計されており、企業に対する要請は強まっていくと考えられる。TNFD は今後 3 回にわたってベータ版をバージョンアップした上で、2023 年 9 月にはベータ版 v1.0 をリリースすることを予定しているため、注視が必要である。

- * 気候関連財務情報開示タスクフォースのこと。TCFD が 2017 年に行った提言に沿って、企業が気候に関する事業リスクと機会についての情報を開示し、その情報を金融機関が意思決定に組み込む動きが主流化している。
- ** Taskforce on Nature-related Financial Risk and Disclosure (自然関連財務情報開示タスクフォース) のこと。企業の事業活動を通じた自然に関連するリスクと機会、そのマネジメントについての情報を開示する枠組みの開発を目指している。TCFD と同様に企業が開示した情報が、投融資の判断基準に用いられることを目指している。

<SDGs>

OSDGs 推進支援、自治体の半数以上が「登録」制度を採用、全国調査で判明

(参考情報 : 3 月 31 日付 地方創生 SDGs 金融調査・研究会 HP :

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/toroku-ninsho_list0331.pdf)

都道府県や政令市・一般市で域内の企業らの SDGs 取り組みを支援する動きが広がる中、支援制度を構築済みの自治体の約半数以上が「登録」制度を採用していることが分かった。運営管理に手間が掛かるものの、参加する企業らの取り組みレベルで一定以上が期待できる点を重視して採用した自治体が多かったと考えられる。

地方創生 SDGs 金融調査・研究会が、2022 年 3 月末時点の状況を取りまとめた。それによると、支援制度を整備済みの 52 の自治体について、同会の「地方創生 SDGs 登録・認証等制度ガイドライン」(20 年 10 月) *で示した「宣言」「登録」「認証」の 3 つの種類のうち、「登録」が最多の 27 自治体で、次に「宣言」が 14 自治体と続いた。

<類型ごとの採用自治体数>

類 型	宣言	宣言・登録	登録	登録・認証	認証	その他	合計
自治体数	14	7	27	2	1	1	52

「登録」制度は、自治体が一定の条件を提示し、参加希望の企業らが自己評価に基づき申請する形態が一般的な設計。自治体は、条件への適合を確認する手間が必要になる半面、参加企業の取り組みの点で一定のレベルが期待できる。自己評価とはいえ、条件を著しく下回る企業は参加しにくいからだ。一方、「宣言」制度は、参加条件が文字通り企業らによる宣言のみで評価や審査といった手続きが不要。そのため、手間・コストを低減できるものの、参加企業の取り組みレベルで「玉石混交」が生じやすいデメリットがある。他方、「認証」制度の場合は、参加企業の取り組みをつぶさに審査・評価するプロセスを組み込む場合が多く、他の類型に比べて質の高い取組

みの企業を選定できる。そのため、企業同士のビジネスマッチングなどの成果を得やすく、金融機関が融資を優遇する制度などとも連携させやすい。半面、認証や更新時に客観性を高めるために第三者審査を設けることが多く、運用のコスト・手間が嵩む傾向がある。

なお「認証」制度は、都道府県の採用はなく、いずれも市（さいたま市、横浜市、尼崎市）だった。そのうち、さいたま・横浜両市は、それぞれ県が「登録」制度を採用している。そのため、企業は、県・市のどちらの制度も選択できるモデルケースになっている。

＜制度の類型ごとのメリットとデメリット＞

類型	メリット	デメリット
宣言	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の構築・運用の手間コストが少ない ● 参加の手続きが簡易で参加企業数を増やしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加企業間の SDGs に関する意識・取り組みレベルがバラつきやすい
登録	<ul style="list-style-type: none"> ● 「宣言」に比べて、参加企業の取り組みレベルを維持しやすい ● 「認証」に比べて、制度の構築や運営の手間・コスト低減できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加企業の自己評価に依るため、取り組みレベルの正確な把握は難しい ● 申請や更新の手続きを設けると、企業・自治体双方に事務作業が生じる
認証	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者による評価・審査で参加企業をスクリーニングするため、取り組みレベルの高い企業を選定でき、マッチングなどの成果も得やすい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加のハードルが高い ● 審査評価基準の策定や審査プロセスの構築・運用など自治体の負担が最も多い

いずれの種類の制度を選択するかは、企業らの参加しやすさや運用の手間・コストなど、何を優先するか、どうバランスを取るかなどが判断基準となる。

加えて、制度構築後の運営や成果にも注意が必要だ。第一に自治体側の事務負担がある。特に、登録と認証の両制度を採用した場合、参加企業数の増加に従って参加や更新の際の処理作業も増える。申請数の拡大に備えた作業負荷の軽減策を予め考慮しておくことが望ましい。次に、参加企業の実効的な取り組みの向上がある。宣言制度では特に実行が伴わない企業（いわゆる“SDGs ウォッシュ”）が増える懸念がある。また、地場・中小企業では、本業に即した SDGs 取り組みを深化させる知見が、単独では十分でない場合が多い。自治体は、企業の活動を後押しするための施策（セミナーやワークショップ、広報・宣伝など）が求められる。さらに、関係強化を狙い地場企業の SDGs 支援に乗り出す地域金融機関が増えている。こうした金融機関との効果的な連携や役割分担が望まれる。

国は、地方自治体と企業、地域金融機関が参画した「自律的好循環」の形成を期待する。SDGs 取り組みの展開を通じて、企業の事業機会や持続可能性の高い事業者への投融資機会の拡大、引いてはそれらの成果として地域活性化を生み出す連鎖を求めるためだ。自治体の支援制度はその基盤として、企業取り組みの「見える化」を図るのが主眼だ。これらの意義を踏まえて、各地域の特性やコスト・手間のバランスを踏まえた制度の選定が自治体に求められる。

* 出典：https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_guideline.pdf

<サイバーセキュリティ>

○経済産業省「産業サイバーセキュリティ研究会」から「産業界へのメッセージ」を发出

(参考情報：2022年4月11日付 経済産業省 HP：

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/pdf/20220411.pdf)

2022年4月11日、経済産業省は、第7回「産業サイバーセキュリティ研究会*」を開催し、各企業・団体等に、組織幹部のリーダーシップの下、サイバーセキュリティ対策に取り組むよう「サイバーセキュリティ対策についての産業界へのメッセージ」を发出した。

メッセージのポイントは以下の4点。

<p>①サイバーセキュリティ対策を徹底し、持続可能な体制を確立する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保有する情報資産を漏れなく把握する。 ▶ 不審なメールへの警戒や、機器等に対して最新のセキュリティパッチを当てる等、脆弱性対策を徹底する。 ▶ 多要素認証等により認証を強化する。 ▶ データ滅失に備えデータのバックアップを取得し、ネットワークから切り離された場所に保管する。 ▶ サイバー攻撃を受けた際の対応について、普段から役員および職員に対して教育・訓練を行う。 ▶ システムが停止した場合に、業務を止めないための計画（BCP）を策定し、代替手段を整備する。
<p>②感染が確認された場合には、適時、報告・相談・対応を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 感染拡大防止に留意するとともに、専門機関やセキュリティベンダー等へ支援を依頼しつつ、早期の業務復旧を図る。 ▶ サイバー攻撃者への金銭の支払いは厳に慎む。 ▶ Emotet の場合、取引関係者間などで感染が拡大することから、取引先を含めた関係者に状況を共有する。 ▶ 警察、所管省庁等への相談・報告・届出を実施する。報告義務のある事案については、正確かつ迅速に行う。
<p>③中小企業においては「サイバーセキュリティお助け隊サービス」などの支援パッケージを活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自社がサイバー攻撃による被害を受けた場合、その影響は、サプライチェーン全体の事業活動や経済全体に及ぶ可能性があることを踏まえ、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の活用など積極的なサイバーセキュリティ対策に取り組む。
<p>④ IT サービス等提供事業者は、製品・サービスのセキュリティ対策に責任を持つ</p>

昨今の情勢を踏まえると、サイバー攻撃事案のリスクは高まっており、ランサムウェアや Emotet（エモテット）と呼ばれるマルウェアを用いた攻撃をはじめ、サイバー攻撃による被害が増加傾向にある。

一方で、企業におけるサイバーリスク対策は進んでおらず、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「2021年度中小企業における情報セキュリティ対策の実態調査報告書**」によると、2016年度調査との比較では、中小企業における対策の実施状況の改善はわずかであり、更なる対策の必要性の訴求や対策の実践に向けた支援の必要性が明らかになっていた。

第7回会合では、サプライチェーンのサイバーセキュリティ強化の取組推進に向けた方策として、ソフトウェアの脆弱性対応強化のための SBOM***の活用や、サイバーセキュリティお助け隊サービスの活用可能性、サイバーインシデントに係る事故調査の体制整備に向けた取組など、官

民が連携して取り組む施策について、活発な意見交換が行われた。また、第6回会合から継続して、デジタル化が急加速する中でのサイバー脅威が常態化する「Cyber New Normal」における6つの処方箋が提示された。

- ① サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）の具体化
- ② ソフトウェアの脆弱性対応強化（脆弱性情報の共有、SBOM）
- ③ 医療分野での対応（SBOM、お助け隊）
- ④ 「開発のための投資」から「検証のための投資」へのシフト
- ⑤ サプライチェーンセキュリティ確保のための産業界一丸となった対応
- ⑥ Like-minded の関係強化（国際情勢）

6つの処方箋は、単一の企業で行うサイバーリスク対策の限界を示唆しており、産業分野全体や地域コミュニティ、またはサプライチェーンを構成する全ての企業・団体およびIT事業者が一丸となって対策に取り組むことが計画されている。経済産業省発の「サイバーセキュリティお助け隊****」の医療分野での活用が検討されたり、中小企業にとって身近な相談相手でもある地域金融機関や地域でのコミュニティ活動を通じて、中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策の底上げが検討されるなど、中小企業に向けた対策支援の強化が期待される。同研究会およびワーキンググループでの論議・検討事項に注目いただき、サイバーリスク対策の参考とされたい。

* 2017年12月、産業界を代表する経営者、インターネット時代を切り開いてきた学者等から構成されて立ち上げ。4つのアクションプラン（①サプライチェーン強化パッケージ ②経営強化パッケージ ③人材育成・活躍促進パッケージ ④ビジネスエコシステム創造パッケージ）を掲げ、3つのワーキンググループ（①制度・技術・標準化 ②経営・人材・国際 ③サイバーセキュリティビジネス化）が活動中。

** プレス発表「2021年度中小企業における情報セキュリティ対策の実態調査報告書」を公開
<https://www.ipa.go.jp/about/press/20220331.html>

*** ソフトウェアの成分構成を表すもの（Software Bill of Materials）。自動車業界や医療機器業界を中心として国際標準化が進められたが、ソフトウェアサプライチェーン攻撃の深刻さが認識される中、IT業界全体で普及に向けた取り組みが本格化している。

**** 2019年度・2020年度実証事業で得られた知見に基づき、実証参加事業者がサービスを開発。サービス普及に向け、2021年度よりサービスブランドを設立、弊社「防検サイバー」が登録されている。

<経済安全保障>

○経済安全保障推進法が成立、供給網強化へ

（参考情報：2月25日付 内閣官房HP：<https://www.cas.go.jp/jp/houan/208.html>）

2022年5月11日、第208回通常国会で「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」が成立した。半導体等の重要物資におけるサプライチェーンの強化や基幹インフラの防護体制の整備等が目的。同法は23年から段階的に施行される。

推進法は以下の4本柱で構成される。

分類	概要	施行期日
①重要物資の安定的な供給の確保	半導体等の重要物資の供給確保のため、民間事業者による供給確保計画の認定および財政的支援、政府による特別対策を講じる。	公布後9ヶ月以内
②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保	電気や金融等14業種で国が重要設備の導入・維持管理等の委託先を事前審査し、審査結果に基づき勧告・命令等を可能とする。	審査対象： 公布後1年6ヶ月以内 審査・勧告・命令： 公布後1年9ヶ月以内
③先端的な重要技術の開発支援	AIや量子等の先端的な重要技術の研究開発促進と活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託などを講じる。	公布後9ヶ月以内
④特許出願の非公開	安全保障上機微な技術の公開や流出を防止するため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を講じる。	公布後2年以内

上記4本柱のうち、特に多くの企業が影響を受ける可能性があるものが「①重要物資の安定的な供給の確保」および「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」である。具体的には以下のような事象が想定される。

分類	想定される主なリスク事象
①重要物資の安定的な供給の確保	国家間の政治的関係性の悪化や戦争・紛争等により、重要物資やその原材料等の供給が途絶する。
②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保	重要設備（部品を含む）の製造・導入時やソフトウェアアップデート時に、外部からのアクセスにより設備を停止させる等の妨害行為を行うという不正機能等のシステムが組み込まれる。

重要物資や重要設備を調達する企業は上記のようなリスクを想定して対策を講じることとなるが、それらの製造・調達過程には部品メーカーや素材メーカー、システムベンダー等の企業も多く関わっており、それらの企業においても同様に、重要物資の部品・素材の安定供給や重要設備の適正なシステム構築等を確保する必要がある。そのため、重要物資や重要設備を調達・導入する企業だけでなく、それらのサプライチェーンに関わる全ての企業が経済安全保障に係るリスクがあることを認識した上で、対策を講じることが求められる。

具体的には、重要物資の調達においては、安定的な共有の確保のために、重要物資の産業構造や事業の特性を踏まえ、国内生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の開発・改良、供給途絶リスクのある物質の代替製品の開発、リサイクル推進等、物資の特性に応じた多様な取組を検討し、計画化していく必要がある。また重要設備の調達においても、サイバーセキュリティの確保のために、サプライチェーンの過程で不正機能等を組み込まれるといったリスクを排除していく必要がある。

さらに、上述の取組に際しては、現時点でのリスク評価・対策だけでなく、国際情勢の変化や技術発展およびその社会実装等、将来に起こりうる事態も想定しておくこともあわせて求められる。

このように、本法への対応については企業活動に大きな負荷をかけるものとなる。しかるべき体制を整備した上で、法施行までのロードマップを描き遂行していくことが肝要である。今後、対象となる重要物資や重要設備は政令または省令で定められることとなっている。企業においてはその動向を注視し、即応していくことが必要であるといえる。

<内部統制>

○監査役協会が監査役を公益通報対応業務従事者に指定が必要なケースを紹介、公益通報者保護法改正で

(参考情報：2022年4月25日付 日本監査役協会 HP：<https://www.kansa.or.jp/news/post-2787/>)

日本監査役協会は2022年4月25日、改正公益通報者保護法を受けて、監査役等（監査役、監査委員、監査等委員）が行使する調査・是正等の監査権限と内部通報制度の関係について、消費者庁への照会結果をまとめた「改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点」（以下、「本留意点」という）を公表した。

同改正法では、「公益通報対応業務（通報の受付・調査・是正措置）」に従事して通報者を知り得る担当者を、「従事者」として指定することを企業に求めることとなった。一方で、監査役等はその権限にもとづいて通報された情報に接することが想定される中で、「従事者」の対象に監査役等を含むのかなどの考え方を整理しておく必要があった。

同協会がとりまとめた本留意点によれば、上記の論点については、監査役等の監査権限は従事者指定の有無によって制約を受けないとした上で、監査役等であっても「従事者」に指定が必要なケースについて、次の通り明らかにしている。

<企業が監査役等を公益通報対応業務の「従事者」に指定が必要なケース>

監査役等が、

- ① 通報者を特定可能な「公益通報対応業務」に主体的に関与するなど通報窓口になっている場合
- ② 通報窓口となっていない場合でも、通報者を特定することが可能となる情報が監査役等に対して、定期的にまたは通報の都度、報告がなされる場合
- ③ 通報窓口となっていない場合でも、監査役等が監査権限を行使して通報者を特定することが可能となる情報を入手する場合

ただし、通報者を特定することが可能な情報が監査役等に報告されない場合については、監査役等の「従事者」指定は不要となる。

同協会は本留意点について、内部通報体制における監査役等の関与の在り方を提言するものではなく、内部通報体制の構築・運用はあくまで自社の事情に応じて決定すべき事項としている。

一方で、上述の「従事者」の指定を含め、企業が構築すべき内部通報体制は、経営陣から独立性を確保しておく必要があり（同改正法指針）、その具体的な方法例として、監査役や社外取締役等への報告、またはそれらの者によるモニタリングなどが挙げられている（同改正法指針解説）。企業および監査役等の双方において、監査役等がどのように自社の内部通報に関与していくことが最適か、その期待される役割を踏まえつつ、本留意点を参考に見直しておくべきタイミングといえる。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部
interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）
kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）
sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）
interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）
CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援SDGs支援

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022